

会 則

全技連マイスター会埼玉県支部

第1章総則

(名称)

第1条 この会は、全技連マイスター会埼玉県支部と称する。

(目的)

第2条 この会は、全技連マイスターの優れた技能や豊かな経験、後継者の育成や技能の伝承への意欲と実績、技能士団体等への貢献力等を結集し、技能士の技能及び知識の向上並びに技能士の社会的、経済的地位の向上を図ると共に技能に対する社会的評価を高め、地域の産業振興に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、埼玉県技能士会連合会(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号埼玉県浦和合同庁舎内)に置く。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 後継者の育成と技能伝承に関する事業
 - (2) 技能士の技能・資質の向上に関する事業
 - (3) 技能士と消費者を繋ぐための事業
 - (4) 小・中学校生徒をはじめ学生にもものづくりの楽しさ、素晴らしさを伝える事業
 - (5) 技能士の活用と地域産業振興に寄与する事業
 - (6) 未加入技能士の技能士団体への加入促進のための事業
 - (7) 会員等の慶弔規定について
 - (8) その他、この会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業を達成するため、全技連マイスター会埼玉県支部及び埼玉県技能士会連合会と連携のもとに行う。

第2章会員

(会員)

第5条 この会の会員は、次の者とする。

- (1) 正会員社団法人全国技能士会連合会の全技連マイスターの認定者で、県内に住所及び事業所所在地のいずれかを有している者。
- (2) 特別会員過去の全技連マイスターの認定者で、この会の目的に賛同し県内に住所及び事業所所在地のいずれかを有している者。

(入会・会員資格の喪失・脱会・除名)

第6条 この会の、入会・会員資格の喪失・脱会・除名に関しては、全技連マイスター会埼玉県支部の定めに準ずるものとする。

(会費)

第7条 会員は、年会費 5,000 円を納入するものとする。

- 2 既納した会費は、返還しない。

第3章役員

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人
- (3) 常人理事 若干名
- (4) 理 事 会員数の4割以内とする。
- (5) 総 務 1人(常任理事)
- (6) 会 計 2人(常任理事)
- (7) 監 事 2人

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、総務、会計は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。また、全技連マイスター会の理事を兼ねるものとする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長が定める順序に従い、その執務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 総務は、会の関連事務を行う。
- 5 会計は、会の会費を管理する。
- 6 監事は、民法59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長の任期は、2期(4年)とする。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章会議

(種別)

第13条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、この会の運営に関する重要な事項を決議する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 総会に付記すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第16条通 常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第17条 会議は、会長が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 会議は、その会議の構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 会議の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって
決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第21条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、書面をもって表決し、
又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第22条 会議の議事については、議事録を作成することとする。

(会計書類)

第23条 会費等の決算報告は、総会において行う。

第5章会計

(会計)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計書類の作成及び監査)

第25条 会長は、毎会計年度終了後、この会の事業報告書、収支決算書を作成し、監事の
監査を得て、総会の決議を得なければならない。

第6章 雑 則

(委任)

第26条 この回に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、全技連マイスター会
会則に準じて、総会の決議を得て、会長が別に定める。

(連携)

第27条 この会は、全技連マイスター会の組織上の埼玉県支部として位置づけられる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は平成年月日から施工する。

(開設当初の役員及び任期)

2 開設当初の役員の任期は、第11条1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日まで
とする。

3 この会の設立当初の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、この会の設立総会の日か
ら、平成21年3月31日までとする。

4 この会則は、平成23年4月1日一部改正

5 この会則は、平成24年6月15日一部改正

6 この会則は、平成25年6月10日一部改正

7 この会則は、平成26年4月1日一部役員改正

8 この会則は、平成28年6月11日一部改正

9 この会則は、平成29年6月11日一部改正

上記の会則は、団体のものに相違ありません。

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

浦和合同庁舎内(一社)埼玉県技能士会連合会事務局

(名 称) 全技連マイスター会埼玉県支部

会 長 横 川 讓 二